

別紙（請求人による通し番号 7-1）

上尾市教育委員会として、「コロナ感染防止」名目で〈イベント〉〈催し〉またはそれに類する集まりなどを中止・延期し、あるいは公民館などの利用者の定員を減じるなどの措置をしてきたと思われまふ。一方、市民や利用者は、「お上」の言うことを聞かなくてはならないような雰囲気があります。

公民館利用は市教委の管轄ですが、〈コロナ感染防止〉がまるで《錦の御旗》のような役割を果たして、市民が要望・意見を言えないのをいいことに、イベントや催しを次から次へと中止してきたように思えます（今後も続く可能性が大いにありますが）。そのことに関して情報公開請求をいたします。

- (1) 上尾市教育委員会として、「コロナ感染防止」の名目で市民参加の〈イベント〉〈催し〉またはそれに類する集まりなどを今年になってから中止または延期（今後の予定も含む）したことが判別できる文書・資料等（一覧表が望ましい）。ただし、図書館のイベントや催し、集まりを除く。
- (2) 公民館の利用定員は、8月末までは従前の定員の三分の一、9月からは半数になるとされています。また、「集会室兼体育室」については従前の定員が200人であろうが300人であろうが、8月末までは50人、9月からは70人になっています。そこで、なぜこれらの数字になったのか、その根拠が判別できる文書・資料等。
- (3) 公民館が再開館してから、利用団体は「義務」として参加者の名簿を事前に提出するように求められているとのことですが、その法的根拠が判別できる文書・資料等。
- (4) 公民館再開館後の利用当日、利用者の変動があった場合に利用者側に課せられている「義務」がどのようなものであるのか、また、その法的根拠が判別できる文書・資料等。
- (5) 公民館再開館にあたって、県または国から届いている〈ガイドライン〉またはそれに類した文書・資料等。
- (6) コロナ禍にあっても、市民が学習する権利はあるはずで、そこで、上記(1)のイベント等の中で、上尾市教育委員会として何とか開催するために努力したことが判別できる文書・資料等。
- (7) 「コロナ感染対策」名目で、大人の利用者が圧倒的に多い公民館利用者の定員を減じるのであれば、それよりも感染リスクの高い児童・生徒への感染を防止する観点から、学級定員を減じる必要があるのは当然です。
しかしながら、実際には数日間「分散登校」が実施された期間は学級の児童・生徒数が減じられましたが、現在はコロナ禍の前に戻っていると思われまふ。
そこで、上尾市教育委員会として、分散登校終了後に「学級定員」を減じる努力（検討を含む）をしていることが判別できる文書・資料等。

以上については、閲覧のうえ、必要に応じてコピーを取らせていただきます。